

患者様へのご案内

当院では下記加算について必要に応じて算定を行います。

2024年6月診療分から厚生労働省による診療報酬改定に伴い、従来とは領収金額が異なる場合がございます。ご理解の程お願い致します。

明細書発行体制等加算

領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行をご希望されない方は、受付までお知らせください。

早朝・夜間加算

基本診療料の施設基準届出により、
月～金曜日：18時以降/土曜日：12時以降/日曜日：9時～13時に受付した場合、
早朝・夜間加算50点を算定しております。

一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いているため、薬局で銘柄によらず 供給・在庫の状況に応じて調剤できるように、当院では「銘柄名称」ではなく

「成分名（一般名）」を記載する取り組みを行っております。
有効成分が同一の医薬品が複数あるお薬であれば、先発医薬品か後発医薬品
（＝ジェネリック医薬品）かを薬剤師と相談して選択することは可能です。

医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

医療情報取得加算

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
従来通り健康保険証で受診することは可能ですが、マイナンバーカードでの受診体制も整えております。

ベースアップ評価料

医療に従事する職員の賃金改善を図るための一環として設定された加算です。
施設基準に適合し算定しております。